①都道府県	②市区町村名	0　就学援助制度問い合わせ先（広報用）					Ⅰ　平成３１（令和元）年度就学援助制度の実施について																			
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	1，就学援助制度の周知方法														2，就学援助の申請方法					
							（１）就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)									（２）ケの内容	（３）就学援助制度に関する教職員向け説明会の実施有無		（４）就学援助制度周知の工夫	（１）就学援助制度の申請書の配付方法（あてはまるもの全てに○）					（２）オの内容
							ア、教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ、自治体の広報誌等に制度を記載	ウ、就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ、就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ、学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ、入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	キ、毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	ク、民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を	ケ、その他→（２）		ア、教職員向け説明会を実施している	イ、教職員向け説明会を実施していない		ア、学校から希望者に申請書を配布	イ、教育委員会から希望者に申請書を配布	ウ、学校から全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	エ、教育委員会から全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	オ、その他→（２）	
41	41	41	41	33	28	0	23	24	7	12	25	27	33	4	19	19	7	34	20	13	23	21	8	3	4
沖縄県	那覇市	那覇市教育委員会　学校教育部　学務課	098-917-3505	naha_e_g_gaku001@city.naha.lg.jp	https://www.city.naha.okinawa.jp/child/education/kyouikugakumu/enjyo/h30shuugakuenjo.html		○	○	○		○	○	○	○			○			○	○				
沖縄県	宜野湾市	宜野湾市教育委員会　指導部　学務課　助成係	098-892-8283	Kyoiku06@city.ginowan.okinawa.jp	http://www.city.ginowan.okinawa.jp/life/school/03/syugaku.html		○	○		○	○	○	○		○	・教職員と関係者向けの会議で説明を実施している。 ・福祉部局の生活支援員を通じて周知を行っている。	○		英語版の申請書類を作成している。	○	○	○			
沖縄県	石垣市	石垣市教育委員会学務課	0980-83-0355	kyo-gakumu@city.ishigaki.okinawa.jp	http://www.city.ishigaki.okinawa.jp/400000/410000/410100/www/		○	○		○	○		○					○	無作成の就学援助のチラシを学校から全世帯に配布（できるだけ家庭訪問時に手渡す等学校へ協力依頼）、 援助対象となる年間所得の目安額等を記載。各費目の援助額や年間総援助額の記載						
沖縄県	浦添市	浦添市教育委員会指導部学校教育課	098-876-1234	gakumu@city.urasoe.lg.jp	http://www.city.urasoe.lg.jp/		○	○		○	○	○	○					○	援助対象となる年間所得の目安額等を記載。 全校児童生徒への案内文書を年複数回配布。			○			
沖縄県	名護市	学校教育課　学務係	0980-53-1212(内線381)		http://www.city.nago.okinawa.jp/kurashi/201807130442 2/		○	○			○	○	○				○		対象者に限らず、全児童生徒へ通知文書等の配布を依頼している。		○	○			
沖縄県	糸満市	糸満市教育委員会　指導部　学校教育課	098-840-8165	gakkou-kyouiku@city.itoman.lg.jp	https://www.city.itoman.jp/docs/2018041900010/		○	○		○	○	○	○					○			○	○			
沖縄県	沖縄市	沖縄市教育委員会　指導部　学務課　助成係	098-937-6602	b02josei@city.okinawa.lg.jp	http://www.city.okinawa.okianwa.jp/		○	○	○		○	○	○				○		周知文書に援助対象となる年間所得の目安額等を記載。援助費目ごとの年間支給額を記載、英語の周知文書を作成	○	○				
沖縄県	豊見城市	教育委員会　教育部　学校教育課	098-850-0961	gakkyo@city.tomigusuku.lg.jp	http://www.city.tomigusuku.okinawa.jp/		○	○			○		○		○	市役所内の各課へチラシを配布し、業務に支障のない範囲内で窓口に設置するよう依頼している。		○	年明けに全校生徒へ案内文及び申請書を配布。また、3月・4月の市広報誌へ就学援助制度の案内を掲載。	○	○	○			
沖縄県	うるま市	うるま市教育委員会　指導部　学務課	098-923-2159	kyo-gakubuka@city.uruma.lg.jp	http://www.city.uruma.lg.jp		○	○			○	○	○				○		該当年齢の児童生徒がいる全世帯へ、周知・案内文を郵送にて行っている。	○	○				
沖縄県	宮古島市	教育部　学校教育課	0980-77-4944	be.gakumu@city.miyakojima.lg.jp	https://www.city.miyakojima.lg.jp/soshiki/kyouiku/kyouikubu/gakkokyouiku/			○			○	○	○					○				○			
沖縄県	南城市	南城市教育委員会　教育指導課	098-917-5364	kyoushidou@city.nanjo.okinawa.jp	http://www.city.nanjo.okinawa.jp/		○	○			○		○		○	就学時健診案内通知と一緒に申請書を送付		○			○	○			
沖縄県	国頭村	国頭村教育委員会	0980-41-2255	gakkoukyoukusection@vill.kunigami.okinawa.jp								○	○	○				○				○			
沖縄県	大宜味村	教育委員会	0980-44-3006	kazuki@vill.ogimi.lg.jp	http://www.vill.ogimi.okinawa.jp/education/		○	○					○					○			○				
沖縄県	東村	東村教育委員会	0980-43-2130												○	村内の小中学校に在籍する児童生徒の保護者全員に書面で通知（申請書様式一式同封）		○					○		
沖縄県	今帰仁村	学校教育課　学校教育係	098-056-2645	gakko1@vill.nakijin.lg.jp	www.nakijin.jp		○			○	○	○			○	各学校へ書面で通知、各児童へ配布。該当者の振り起こしの為、今帰仁村役場　福祉保健課　子ども応援支援員が訪問。		○	該当者の振り起こしの為、今帰仁村役場　福祉保健課　子ども応援支援員が訪問。			○			○	各学校へ書面で通知、各児童へ配布。該当者の振り起こしの為、今帰仁村役場　福祉保健課　子ども応援支援員が訪問。
沖縄県	本部町	本部町教育委員会　学校教育班	0980-47-2206	kyouiku@town.motobu.okinawa.jp	http://www.town.motobu.okinawa.jp/		○	○			○		○		○	学校を通して全児童生徒の保護者へ就学援助の申請案内資料を配布、町営電光掲示板で申請案内を周知、学校給食費の封筒に制度内容を掲載		○	周知方法については（2）の内容で工夫している。申請案内資料は、イラストを使用したカラー用紙にすることで保護者の目に留まりやすいような工夫している。また、年度途中の転入者には町発行の子育て便利帳の配布と同時に就学援助制度の説明をしている。			○			
沖縄県	恩納村	恩納村教育委員会　学校教育課	098-966-1209	gakkou@vill.onna.ｌｇ.jp	https://www.vill.onna.okinawa.jp/living/education/1497599570/1491461308/		○					○	○					○	制度周知の為、保護者へ複数回案内を配布している。	○	○				
沖縄県	宜野座村	宜野座村教育委員会　教育課	098-968-8522		http://www.ginoza.ed.jp			○				○	○		○	・学校及び各区公民館、村内施設に就学援助ポスターを掲示 ・地域民生（児童）委員より就学援助が必要である世帯へ制度の説明を行っている。		○		○	○				
沖縄県	金武町	金武町教育委員会　学校教育課	098-968-2991	gako@town.kin.lg.jp	https://www.town.kin.okinawa.jp/				○		○		○		○	町内全児童生徒の世帯へ就学援助制度の資料を郵送している		○					○		
沖縄県	伊江村	伊江村教育委員会	0980-49-2334		https://www.iejima.org/						○	○	○				○			○	○	○	○		
沖縄県	読谷村	教育総務課	098-982-9228	info-kyouiku@yomitan.jp	http://www.vill.yomitan.okinawa.jp/		○	○		○	○	○	○					○	新１年生に対するオリエンテーションの中で担当者が直接説明する機会を設けている。	○					
沖縄県	嘉手納町	教育総務課	098-956-1111(内254)	kyoikusomu@town.kadena.okinawa.jp	http://www.educ.kadena.okinawa.jp/		○	○	○		○	○	○	○	○	じんじんメールにて申請関係の周知、学校事務から前年度認定者に対して電話による申請勧奨、子ども支援コーディネーターとの連携による周知		○				○			
沖縄県	北谷町	北谷町教育委員会　学校教育課	098-982-7705	gakkou-kyoiku@chatan.jp	http://www.chatan.jp/kosodate/kyouiku/kyoiku/josei_hojokin/shugakuenjoseido.html		○	○		○	○	○	○		○	家庭訪問時に書類を配布		○				○			
沖縄県	北中城村	北中城村教育委員会教育総務課	098-935-3773		http://www.vill.kitanakagusuku.lg.jp/kakuka/iinkai/kyouiku/soumu/teate/274.html		○	○				○	○		○	教育委員会から域内に居住する児童生徒の保護者に対し、案内文と申請書の郵送を行った。		○	域内に居住する児童生徒の保護者全世帯に案内文と申請書の郵送を行い、周知を図っている。		○		○		
沖縄県	中城村	沖縄県中城村教育委員会　教育総務課	098-895-3276	kyoiku@vill.nakagusuku.lg.jp	https://www.vill.nakagusuku.okinawa.jp		○	○	○		○	○	○	○				○	申請書を一枚にし、保護者の同意を得て課税証明書や住民票の提出を省略するなど、手続きを簡素化している。	○	○	○			
沖縄県	西原町	西原町教育委員会　教育総務課	098-945-5039	gakumu@town.nishihara.okinawa.jp	http://yuiwarabi.net/		○	○				○	○		○	他課（こどもの貧困緊急対策支援事業主管課）が関わっている世帯に対して、訪問時などに情報提供している		○	１，（１）の回答（キ）のとおり、管内小中学校の全児童生徒へチラシを配布している。（4月初旬）	○	○			○	本町ホームページに申請書様式を掲載（上記０ ④ウェブサイトを参照）
沖縄県	与那原町	学校教育課	098-945-2361	toubaru.m@town.yonabaru.lg.jp	http://www.town.yonabaru.okinawa.jp/kosodate/gakkou/pdf/H30_SyugakuEnzyo.pdf		○	○	○	○	○	○	○					○	・援助対象となる年間所得の目安額等を記載。 ・保護者全世帯へ案内文と申請書を郵送にて周知。				○	○	案内文郵送時に申請書も同封
沖縄県	南風原町	南風原町教育委員会　学校教育課	098-889-6181	haebedu@town.haebaru.lg.jp	http://www.town.haebaru.lg.jp/		○	○			○	○	○					○	制度案内を複数回配布、町の広報誌への複数回掲載、転入者に対して援助制度の案内等を行っている。		○				
沖縄県	渡嘉敷村	渡嘉敷村教育委員会	098-987-2120	g-kyouiku@vill.tokashiki.lg.jp								○			○	就学援助制度の周知文書及び申請書を全保護者に配布		○	対称非対称に関わらず、全保護者に申請書を配布している。				○		
沖縄県	座間味村	座間味村教育委員会	098-987-2153	gakkou@vill.zamami.lg.jp						○		○			○	対象世帯へ周知、県作成のリーフレット等の窓口掲示	○				○				
沖縄県	粟国村	粟国村教育委員会	098-988-2449												○	希望する保護者に対し、就学支援制度について案内文を出し、説明している		○			○				
沖縄県	渡名喜村	渡名喜村教育委員会	098-989-2015												○	村独自の取組で全児童生徒に対し学校徴収金の無償化、入学祝金の支給、学校給食費無償化、医療費無償化等を行なっているため、就学援助を実施していない。		○							村独自の取組で全児童生徒に対し学校徴収金の無償化、入学祝金の支給、学校給食費無償化、医療費無償化等を行なっているため、就学援助を実施していない。
沖縄県	南大東村	南大東村教育委員会	09802-2-2531	a-terukina@vill.minamidaito.lg.jp							○				○	小規模なので小中学生及び保護者の状況を把握しているので直接案内する。		○	教育委員会から前年度受給者には個別で通知を して継続の確認をしている	○	○	○	○		
沖縄県	北大東村	北大東村教育委員会	09802-3-4138	misao.c@vill.kitadaito.lg.jp								○	○		○	教育委員会にて該当者へ周知		○			○	○			
沖縄県	伊平屋村	伊平屋村教育委員会	0980-46-2003	kyouiku@vill.iheya.okinawa.jp	http://terusino.ryukyu/			○			○				○	防災無線放送にて周知		○	学校・教育委員会・民生委員から就学援助の対象となりそうな家庭（保護者）へ直接声掛け・周知		○				
沖縄県	伊是名村	教育委員会	0980-45-2318	m.kamiya@vill.izena.lg.jp								○	○					○				○			
沖縄県	久米島町	久米島町教育委員会　教育課	098-985-2287	mk-miyazato@town.kumejima.lg.jp									○					○				○			
沖縄県	八重瀬町	学校教育課	098-998-7571	gakkou-k@town.yaese.lg.jp	http://www.town.yaese.lg.jp/		○	○	○	○	○		○					○		○	○				
沖縄県	多良間村	教育課	0980-79-2674										○					○				○	○		
沖縄県	竹富町	竹富町教育委員会　教育課	0980-87-6256	takekyouiku@town.taketomi.okinawa.jp						○		○	○					○				○			
沖縄県	与那国町	与那国町教育委員会	0980-87-2002	masae-s@town.yonaguni.lg.jp						○	○	○	○					○	学校から全児童生徒、保護者に申請書を配布するときチラシ等を一緒に配布してます。			○			

①都道府県	②市区町村名	Ⅱ　平成３１（令和元）年度準要保護認定基準																							Ⅲ　就学援助率	
		（１）　平成３１（令和元）年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			（２）ソ、タ、チを選択した場合	（３）ツを選択した場合			（１）平成30年度	（２）令和元年度
		ア、生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ、市区町村民税の非課税	ウ、市区町村民税の減免	エ、国民年金保険料の免除	オ、国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ、児童扶養手当の支給	キ、保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク、P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ、個人の事業税の減免	コ、固定資産税の減免	サ、学校納付金の納付状態が悪い者、欠席、保護等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活態度がきわめて悪いと認められるもの	シ、経済的な理由による欠席日数が多い者	ス、保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ、生活福祉資金による貸付け	ソ、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）→（２）係数	タ、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）→（２）係数	チ、特別支援教育就学奨励費の費額算定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの→（３）係数および日安額	ツ、市区町村民税（所得割又は均等割）課税額 税額度額に一定の係数を掛けたもの→（３）係数および日安額	テ、その他→（４）	生活保護基準額等に掛ける係数（倍率） 倍	市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率） 倍	（４）テの内容	（５）補足事項		
41	41	37	36	9	6	7	22	4	3	4	5	5	4	10	3	8	7	4	0	16	19	0	16	4		
沖縄県	那覇市	○	○													○					1.3				30%未満	30%未満
沖縄県	宜野湾市																	○			1.2				30%未満	25%未満
沖縄県	石垣市	○															○				1.3				20%未満	25%未満
沖縄県	浦添市	○	○													○				○	1.2		教育長が就学援助を行う必要があると認める者（退職や傷病等により家計の状況が著しく悪化した者等と内規で規定）		30%未満	25%未満
沖縄県	名護市	○	○											○											15%未満	15%未満
沖縄県	糸満市	○	○													○					1.2			生計維持者の死亡等、特別事情がある場合のみ生活保護基準額に掛ける係数を1.5倍としている。	20%未満	20%未満
沖縄県	沖縄市	○	○				○										○				1.3				35%未満	35%未満
沖縄県	豊見城市	○															○			○	1.3		世帯の収入や家庭の状況のほか、必要に応じて民生委員による意見を総合的に判断し、認定作業を 行っている。		15%未満	15%未満
沖縄県	うるま市	○	○	○	○	○	○										○			○	1.3		・年度途中の転入において、前住所地で就学援助を受けていた者。 ・その他教育長が就学援助を行う必要があると認めた者（災害、火災等により財産を失った、生計維持者が死亡した場合等）	（１）の補足 ・イについては、所得割非課税を含む。　・エについては、全額免除のみ。 ・オについては、保険料の減免のみ。　・カについては、全額受給のみ。	35%未満	35%未満
沖縄県	宮古島市																○				1				30%未満	30%未満
沖縄県	南城市	○	○													○					1.2				20%未満	25%未満
沖縄県	国頭村	○	○	○			○											○			1.3				35%未満	30%未満
沖縄県	大宜味村	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○											30%未満	30%未満
沖縄県	東村	○	○																	○			その他教育長が就学援助を行う必要があると認められる者。		30%未満	30%未満
沖縄県	今帰仁村		○																						25%未満	25%未満
沖縄県	本部町	○	○																	○			その他特別の事情により著しく生活が困窮していると認める者		25%未満	30%未満
沖縄県	恩納村	○	○				○							○						○			その他教育長が就学援助を行う必要があると認められる者		25%未満	25%未満
沖縄県	宜野座村	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○					○			災害、火災により財産を失った者、生計維持者が死亡した者、生計維持者が長期療養又は休職により収入がない者、破産宣告を受けた者、その他教育委員会が就学援助を行う必要があると認める者		20%未満	20%未満
沖縄県	金武町	○	○																	○			・災害、火災により財産を失った者 ・生計維持者が死亡した者 ・生計維持者が長期療養又は休職により収入がない者 ・破産宣告を受けた者 ・その他教育委員会が就学援助行う必要があると認める者		20%未満	20%未満
沖縄県	伊江村	○	○	○			○					○		○						○			教育長の判断		25%未満	25%未満
沖縄県	読谷村	○	○																	○			①市区町村民税の所得割非課税。 ②児童扶養手当の全額支給。 ③その他教育長が必要と認める者		20%未満	20%未満
沖縄県	嘉手納町	○	○				○					○													30%未満	30%未満
沖縄県	北谷町	○	○				○																		30%未満	30%未満
沖縄県	北中城村	○	○				○									○					1.1				40%未満	30%未満
沖縄県	中城村	○	○				○											○		○	1.3		その他、教育長が認める者		20%未満	20%未満
沖縄県	西原町	○	○															○		○	1.5		その他就学援助を行う必要があると教育長が認める者 (1)　災害等により財産を失った者 (2)　当該年度において生計維持者等が失業し、又は死亡した者 (3)　当該年度において生計維持者等が長期療養し、又は休職したことにより収入がなくなった者 (4)　当該年度において離婚により収入が大幅に減少し、又はなくなった者 (5)　当該年度において破産宣告を受けた者 (6)　その他前各号に準ずる者として教育長が認める者	係数（1.2倍）　※1.2倍及び1.5倍では援助費目が異なる。 【1.2倍未満への援助費目】新入学児童生徒通学用品費、通学用品費、学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、医療費 【1.5倍未満への援助費目】学校給食費	35%未満	25%未満
沖縄県	与那原町	○	○													○				○	1.2		申請年度で次に該当し、生活保護基準額の1.8倍未満の者。（災害、火災により財産を失った者。生計維持者が失業、死亡した者。長期療養、休職したことにより収入がない者。離婚した者）その他、教育長が認めた者		30%未満	30%未満
沖縄県	南風原町	○	○				○									○				○	1.3		当該年度において次のいずれかに該当する者で、世帯の収入が生活保護基準額に1.8倍未満のもの。 ①災害、火災により財産を失った者②生計維持者等が死亡した者③生計維持者等が長期療養又は休職したことにより収入がない者④離婚した者⑤その他教育長が特殊事情があると認める者		25%未満	30%未満
沖縄県	渡嘉敷村	○	○				○																		10%未満	10%未満
沖縄県	座間味村	○	○				○													○			教育長が特に必要と認めた場合		0%	0%
沖縄県	粟国村	○	○				○						○	○											15%未満	15%未満
沖縄県	渡名喜村																							村独自の取組で全児童生徒に対し学校徴収金の無償化、入学祝金の支給、学校給食費無償化、医療費無償化等を行なっているため、就学援助を実施していない。	0%	0%
沖縄県	南大東村	○	○				○																		15%未満	10%未満
沖縄県	北大東村	○	○	○	○	○	○		○		○			○	○					○			所得者の失業		10%未満	15%未満
沖縄県	伊平屋村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											30%未満	25%未満
沖縄県	伊是名村	○	○														○				1.3				15%未満	20%未満
沖縄県	久米島町	○	○				○																		25%未満	25%未満
沖縄県	八重瀬町	○	○	○	○	○	○	○						○		○					1.2				25%未満	25%未満
沖縄県	多良間村	○	○																						45%未満	40%未満
沖縄県	竹富町	○	○				○										○				1.3				15%未満	15%未満
沖縄県	与那国町	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○										20%未満	20%未満

| ①都道府県 | ②市区町村名 | Ⅳ　平成３１（令和元）年度準要保護就学援助額 | | |

| ①都道府県 | ②市区町村名 | Ⅳ　平成３１（令和元）年度準要保護就学援助額 | | |

①都道府県	②市区町村名	V　その他																							VI　自由記述欄
		1．学校における保護者負担軽減に向けた取組の状況									2．教育委員会における保護者負担軽減に向けた取組の状況													就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する市町村の取組・対応について、これまでの回答への補足
		（1）教育委員会が把握している学校の取組（あてはまるものすべてに○）								（2）　クの内容及び補足説明	（1）教育委員会における取組（あてはまるもの全てに○）											（2）　コの内容及び補足説明	（3）その他学校や教育委員会以外での取組	
		ア．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	イ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	ウ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	エ．低廉な学用品等の使用	オ．使用する学用品等の精選	カ．使用する学用品等の入札・合見積等の実施	キ．把握していない	ク．その他→（2）		ア．自治体内で学用品等の仕様の統一	イ．自治体内で学用品等の一括契約・購入	ウ．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	エ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	オ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	カ．就学援助とは別に、学用品費等の一部助成	キ．学用品費等の購入費用の貸付	ア．学校（又は校長会等）に対して、学用品等の取扱いに関する適切なマニュアルを提示	ア．学校（又は校長会等）に対して、他校の取組状況等を情報提供	コ．その他→（2）			
41	41	4	2	3	1	3	1	28	3	5	0	0	0	0	1	2	0	2	2	3	5	2	1
沖縄県	那覇市	○							○	中学校等において、制服のリサイクルを行っている。													
沖縄県	宜野湾市	○	○			○												○					
沖縄県	石垣市							○															
沖縄県	浦添市							○															
沖縄県	名護市							○															
沖縄県	糸満市							○											○				
沖縄県	沖縄市							○															
沖縄県	豊見城市							○															
沖縄県	うるま市			○																			
沖縄県	宮古島市							○															
沖縄県	南城市					○																	
沖縄県	国頭村					○																	
沖縄県	大宜味村							○															
沖縄県	東村							○												○	鍵盤ハーモニカや算数セット、裁縫セット等の消耗備品を教育予算に計上（一般財源化）		
沖縄県	今帰仁村							○															
沖縄県	本部町							○															
沖縄県	恩納村	○								ア.は制服													
沖縄県	宜野座村							○															
沖縄県	金武町							○															
沖縄県	伊江村								○	全児童を対象に、学習ノートの支給を行っている。（小学校対象）													
沖縄県	読谷村							○															
沖縄県	嘉手納町							○								○					学用品費等の一部助成を行っているが、就学援助（要保護・準要保護）以外の一般児童生徒に対して行っている。	社会福祉協議会が中心となり、制服等のリサイクルを行っている。	
沖縄県	北谷町							○															
沖縄県	北中城村							○												○	就学援助とは別に、給食費の2分の1補助制度を実施している。		
沖縄県	中城村			○														○					
沖縄県	西原町	○								制服や体育着等のリサイクル													自治体広報誌やHP、案内チラシ等による制度周知を図っているが、当初申請期間後の申請や潜在需要者が見受けられることから、本制度を真に必要としている世帯への周知徹底が課題である。
沖縄県	与那原町							○															
沖縄県	南風原町							○														はえばるエコセンターという場所で学用品等（中古品）の無償給与を行っている。	
沖縄県	渡嘉敷村						○																
沖縄県	座間味村		○		○														○				
沖縄県	粟国村							○															
沖縄県	渡名喜村							○													該当児童生徒がいないため		
沖縄県	南大東村							○															
沖縄県	北大東村			○											○	○							
沖縄県	伊平屋村								○	おさがり等の奨励・紹介										○	おさがり等の奨励・紹介		
沖縄県	伊是名村							○															
沖縄県	久米島町							○															
沖縄県	八重瀬町							○															
沖縄県	多良間村							○															
沖縄県	竹富町							○															
沖縄県	与那国町							○															